

東京都立産業技術大学院大学修了生コミュニティに関する要綱

30 産技大管管理第 1530 号

平成 31 年 4 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都立産業技術大学院大学（以下「本学」という。）の修了生に対し、修了後の継続かつ自主的な学修と研究の機会を提供するとともに、その活動を支援するため、本学の修了生が主宰する研究会を AIIT 修了生コミュニティ（以下「コミュニティ」という。）とし、その設置や活動等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(コミュニティ設置要件)

第 2 条 コミュニティを設置しようとする者は、本学所定の申請手続きを行い、オープンインスティテュート長（以下「OPI 長」という。）に提出しなければならない。

- 2 設置申請を行うことができる者（以下「発起人」という。）は、本学の修了生でなければならない。
- 3 コミュニティの構成員は、本学修了生及び本学学生を含めることができる。
- 4 コミュニティの設置は、以下の要件を満たさなければならない。
 - (1) 活動の趣旨が明確であり、本制度の意義に沿っていること。
 - (2) 本学の専任教員から、適切な指導ができるアドバイザを 1 名以上含むこと。

(コミュニティ構成員の責務等)

第 3 条 コミュニティ構成員はコミュニティの活動に関して、第 1 条に定める趣旨を推進するものとする。

- 2 コミュニティ構成員のうち本学修了生及び本学学生は「守秘義務及びその他に関する誓約書（別記第 3 号様式）」を OPI 長に提出しなければならない。
- 3 発起人は、本学が定める期間内に、当該年度におけるコミュニティの活動実績について、「東京都立産業技術大学院大学 AIIT 修了生コミュニティ活動実績報告書（別記第 2 号様式）」を OPI 長宛に提出しなければならない。
- 4 施設の利用においては、東京都公立大学法人土地・建物貸付事務取扱規程（平成 17 年度法人規定第 27 号）（以下「規定」という。）を遵守しなければならない。
- 5 その他、コミュニティの運用ルールは別に定める。

(アドバイザの責務等)

第 4 条 アドバイザは、コミュニティの活動に関して、第 1 条に定める趣旨を推進するために、次の各号に掲げるものを業務とする。

- (1) コミュニティの活動に係る必要な指導
- (2) 活動に必要な諸手続きの実施
- (3) 規程を遵守した活動が行われているか監督すること

(申請手続き)

第5条 発起人は、OPI 長宛に「東京都立産業技術大学院大学 修了生コミュニティ設置申請書（別記第1号様式）」（以下「設置申請書」という。）及び「守秘義務及びその他に関する誓約書（別記第3号様式）」を提出し、承認を受けなければならない。

(承認)

第6条 発起人から設置申請書の提出があったとき、OPI 長は、OPI 企画経営委員会の議を経て承認することができる。

2 承認期間は、承認日から同年度3月31日までの範囲内とする。

(継続)

第7条 コミュニティを継続する場合は、発起人は、本学が定める期間内に、「東京都立産業技術大学院大学 AIIT 修了生コミュニティ継続申請書（別記第1号様式）」及び「守秘義務及びその他に関する誓約書（別記第3号様式）」を OPI 長に提出し、承認を受けなければならない。

2 承認期間は、承認日から同年度3月31日までの範囲内とする。

(変更)

第8条 コミュニティの活動に変更が生じる場合、発起人は、変更内容に応じ「東京都立産業技術大学院大学 AIIT 修了生コミュニティ 変更申請書（別記第1号様式）」及び「守秘義務及びその他に関する誓約書（別記第3号様式）」を OPI 長に提出し、承認を受けなければならない。

(廃止)

第9条 コミュニティを承認期間内に廃止する場合、発起人は、「東京都立産業技術大学院大学 AIIT 修了生コミュニティ廃止申請書（別記第1号様式）」を OPI 長に提出しなければならない。

(承認取消)

第10条 コミュニティの活動が次の各号のいずれかに該当した場合、OPI 長は、OPI 企画経営委員会の議を経てその承認を取り消すことができる。

- (1) 不法行為を行った場合
- (2) 営利活動を行った場合
- (3) 宗教的活動を行った場合
- (4) 政治的活動を行った場合
- (5) 反社会的な活動を行った場合
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 所定の継続手続き・変更手続きを行わなかった場合
- (8) その他、OPI 長が不適格と判断した場合

(要綱の改廃)

第11条 この要綱を改廃するときは、OPI 企画経営委員会の議を経なければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めのない事項については、OPI 長が OPI 企画経営委員会の同意を得て、これを定めることができる。

附 則 (平成 31 年 3 月 25 日 30 産技大管管第 1530 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 26 日 2 産技大管管第 1094 号)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 2 月 16 日 4 産技大管管第 875 号)

この要綱は、令和 5 年 2 月 16 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 2 月 9 日 5 産技大管管第 1061 号)

この要綱は、令和 6 年 2 月 9 日から施行する。

**東京都立産業技術大学院大学AIIT修了生コミュニティ
(設置・継続・変更・廃止)申請書**

オープンインスティテュート長 殿

年 月 日

発 起 人 氏 名 _____

修 了 年 月 _____

コースもしくは専攻 _____

代表アドバイザー名 _____

標記の件について、本紙のとおり申請いたします。

なお、設置、継続及び変更において、活動の実態及びその状況について、オープンインスティテュート長が適当ではないと判断し、研究テーマの変更又は研究会の解散等を求めた場合は、異議なく、直ちにその指示に従います。

記

件名（研究のテーマ等）				
活動の趣旨				
アドバイザーの役職・氏名				
活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
構 成 員 （修：修了生、在：在学生）				
区分 <small>（〇を付すこと）</small>	〔修〕 修了年月を記入 〔在〕 学修番号を記入	コース もしくは専攻	氏 名	事務局 確認欄
修 ・ 在				
修 ・ 在				
修 ・ 在				
修 ・ 在				
修 ・ 在				

※ 作成にあたり、記入欄の寸法は適宜変更可能です。複数ページにわたっても結構です。

※ 「活動期間」は、申請を行った同年度3月31日までとします。次年度も引き続き活動する場合は、必ず継続手続きを行ってください。

別記第2号様式

()年度 東京都立産業技術大学院大学AIIT修了生コミュニティ
活動実績報告書

オープンインスティテュート長 殿

年 月 日

発 起 人 氏 名 _____

修 了 年 月 _____

コースもしくは専攻 _____

代表アドバイザー名 _____

標記の件について、本紙のとおり報告いたします。

件名（研究のテーマ等）
活動期間（当該年度）
年 月 日 ～ 年 月 日
活動実績の報告

※ 本様式の各項目について、本書欄の制限を超える場合は、全体でA4用紙3枚以内を目安にして提出すること。

